

低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付規程

平成25年6月17日 低炭社協 第1号
改正 平成25年7月 4日 低炭社協 第4号
一般社団法人低炭素社会創出促進協会

(通則)

第1条 低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）交付要綱（平成25年5月15日環地温発第1305156号。以下「交付要綱」という。）及び低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業実施要領（平成25年5月15日環地温発第1305157号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、環境大臣が定めた交付要綱第2条の目的の達成を図るため、実施要領第2の2（4）の規定に基づき、一般社団法人低炭素社会創出促進協会（以下「協会」という。）が行う補助金を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付額の算定方法)

第3条 協会は、実施要領第2の2（1）に規定する補助対象経費について、実施要領第2の2（2）に規定する者に対して、協会が造成し、管理・運用する低炭素価値向上基金の範囲内において、実施要領第2の2（3）の規定により補助金を交付する。

2 実施要領第2の2（1）に規定する補助事業（以下「補助事業」という。）を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

3 補助事業の実施に関して必要な事項は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請

書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 前条の規定による補助金交付申請書を受理してから、当該申請書に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、実施要領第2の2(3)のただし書により交付の申請がなされたものについては、実施要領第2の2(3)に規定する補助事業における仕入に係る消費税等相当額(以下「仕入に係る消費税等相当額」という。)について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 協会は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で協会に申し出なければならない。

(契約等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この規程の各条項を内容とする契約を締結し、協会に届け出なければならない。

(変更申請の承認)

- 第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を協会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請書を受理した場合については、第5条各項の規定を準用する。

(計画変更の承認)

- 第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
 - 二 実施要領別表第3第3欄に掲げる補助対象経費の費目相互間の経費の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。)をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 協会は、前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について、協会の要求があったときは、遅滞なく様式第7による報告書を協会に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(第10条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業を完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、実施要領第2の2(3)のただし書により交付の申請を行った場合には、前項の報告書を提出するに当たって、仕入に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 協会は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を協会に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 協会は、第14条第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消等)

第18条 協会は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令若しくはこの規程に違反し、又はこれらに基づく協会の指示等を受け、この指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 協会は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 協会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をも

って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該取得財産等に低炭素価値向上基金による補助事業である旨明示しなければならない。
- 3 協会は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下同じ。）することによって収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金により取得した財産の処分承認基準について（平成25年6月17日低炭社協第2号。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を協会に提出し、その承認を受けることなしに、処分してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を協会に報告し、受理されたものについては、協会の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第15条第3項及び第4項の規定を準用する。

（補助事業の経理等）

第21条 補助事業者は、補助事業の経費について収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その収支の内容を証する書類を整備しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業を完了した日（第10条の規定に基づき補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- 3 協会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税額等の確定）

第22条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、様式第12により速やかに協会に報告しなければならない。

- 2 協会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額の

全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第15条第3項及び第4項の規定を準用する。

(収益納付)

第23条 協会は、補助事業者が補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(事業報告書の提出)

第24条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の5年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、様式第13による報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第25条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月17日から施行する。
- 2 補助事業者は、平成24年度から継続して実施する事業のうち、交付決定の日以前から実施する必要がある事業については、様式第1による補助金交付申請書に、交付決定の日以前から実施する必要がある理由を記載した書面を添付するものとする。
- 3 協会は、前項の規定による書面が提出された場合には、環境大臣に協議の上、補助事業の開始の日を決定するものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月4日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 交通体系整備に当たっての低炭素価値向上分野

(1) 鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業

① 対象事業の要件

ア 鉄道輸送用31フィートコンテナ（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づいて貨物運送を行っている鉄道事業者（以下「貨物鉄道事業者」という。）が貨物運送に用いる鉄道輸送用コンテナであって、コンテナ1個あたりの長さ（外寸）が概ね31フィート（1フィートは30.5センチメートルとする。）のものをいう。以下同じ。）の導入に関する他の補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を受けた事業には交付しないものとする。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する事業には交付しないものとする。

（ア）既存の鉄道輸送用31フィートコンテナを代替する事業

（イ）特定の荷主が利用する専用の鉄道輸送用31フィートコンテナを導入する事業

（ウ）鉄道貨物輸送量の増加に資さないと考えられる事業

ウ 補助対象となるコンテナの仕様は、下表のとおりとする。

項目	仕様
① 一般	J R貨物における鉄道輸送が可能であること
② 構造	有蓋コンテナであること
③ 材質	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、材質（アルミ等）に指定はない
④ 大きさ	コンテナの高さ（外寸）が2,790ミリメートルを超えるものについては、輸送可能区間が大きく制約されることから、対象外

② 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、補助対象コンテナ（本事業により補助を受けて導入した鉄道輸送用31フィートコンテナをいう。以下同じ。）の所有者となる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 鉄道貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づき、鉄道貨物輸送に係る利用運送事業の許可又は登録を得ている者をいう。）

イ 貨物鉄道事業者

③ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

④ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

⑤ 補助対象コンテナの稼働実績の報告

補助事業者は、第24条に基づき、補助対象コンテナの稼働実績を報告すること。

(2) 物流の低炭素化促進事業

① 物流拠点の低炭素化促進事業

ア 対象事業の要件

本事業は、物流施設（営業倉庫又は公共トラックターミナルをいう。）の低炭素化を図るため、

- 一 物流施設への低炭素化に資する設備の導入（ハード面）
- 二 これと関連して行う物流施設の省エネ化又は物流施設における物流業務の効率化等を図るための取組（ソフト面）

を一体的に実施する事業であって、次のすべての要件に適合したものを対象とする。

(ア) 対象設備は、次のいずれかの要件に適合したものであること。

1 対象施設・設備	2 対象の要件
太陽光発電設備（蓄電池を含む）	「固定価格買取制度」で定める設備認定を受けないこと（自家消費のみ）
冷却関連設備	冷媒に自然冷媒を使用したもの（HFC等の代替フロンは対象外）
LED 照明機器	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（昭和 25 年 2 月 5 日閣議決定）」の「LED 照明器具」の判断の基準に適合するもの
防熱設備	—
変圧器	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（昭和 25 年 2 月 5 日閣議決定）」の「変圧器」の判断の基準に適合するもの
運搬機器	
フォークリフト	—
自動仕分装置	—
自動運搬装置	—
垂直型連続運搬装置	—
自動化保管装置	—
電動式密集棚装置	—
搬出貨物表示装置（デジタルピッキングシステム）	—

(イ) 原則として、既存の物流施設における既存の設備の代替であること。ただし、設備の新規導入自体が低炭素化に資する太陽光発電設備等については、設備の新設も対象とする。また、新設される物流施設であっても、既存の物流施設との間にスクラップ・アンド・ビルドや集約化についての明確な対応関係が認められる場合には、当該新設される物流施設への設備の新設も対象とする。

(ウ) 当該導入設備の年間エネルギー量を算出できるものであり、かつ、導入後に直ちに効果が検証できるものであること。

イ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とする。

（ア）営業用倉庫業者（倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）に基づき、倉庫業の登録を得ている者をいう。）

（イ）公共トラックターミナル事業者（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）に基づき、トラックターミナル事業の許可を得ている者をいう。）

ウ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

エ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

② 大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業

ア 対象事業の要件

本事業は、大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル（以下「大型CNGトラックモデル」という。）を構築するために必要な、大型CNGトラックと大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備を導入する事業（大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備の導入は、新設のほか、既存の天然ガス燃料供給設備の増設又は改造も含む。）であって、次のすべての要件に適合したものを対象とする。

（ア）導入する大型CNGトラックは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する車両総重量 12 トン超の自動車であって、新車新規登録するものであること。

（イ）導入する大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備は、大型CNGトラックモデルの発着地点又はそのいずれかに整備するものであって、かつ、商用を目的とするものであること。

（ウ）大型CNGトラックモデルの構築に参画する者が共同で申請するものであること。

イ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とする。

（ア）一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。）

（イ）第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。）

（ウ）自動車リース事業者（事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。）

（エ）大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備を導入する者

ウ 維持管理

導入した車両及び設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

エ 二酸化炭素削減量等の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

③ モーダルシフト促進事業

ア 対象事業の要件

本事業は、国内間の輸送において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する事業であり、かつ、補助金を交付した年度内にモーダルシフトを開始するものを対象とする。

（ア）貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送へ転換するために、貨物の輸送を委託する者である荷主企業*及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営業者）、貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第2条第6項の第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業を営業者）、貨物鉄道事業者、船舶運航事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業を営業者）、内航運送事業者（内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送をする事業を営業者）、港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業を営業者）、営業用倉庫業者をいう。以下③において同じ。）等物流に係る関係者が、モーダルシフトの実現に必要な設備・機器（車両（被けん引自動車（シャーシ）を含む。）、輸送機材、荷役機器、情報機器等。以下③において「設備・機器」という。）を新たに導入する事業

（イ）新規貨物を鉄道輸送又は海上輸送による輸送を行うために、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者が、設備・機器を新たに導入する事業

ただし、次のいずれかに掲げる場合を除く。

- ・ 汎用の鉄道輸送用31フィートコンテナを導入する場合
- ・ 既存の設備・機器の代替えを行う場合（輸送力の増加に資する設備・機器への代替えを除く。）
- ・ 青森～函館間、本土（本州、北海道、四国及び九州）～離島若しくは沖縄本島間又は沖縄本島～離島間の海上輸送を行う場合

※ 荷主企業が、個別に本事業に参加することが困難な場合にあつては、荷主企業から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る。）についても、荷主と同様の者として取り扱うものとする（④において同じ。）。

イ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とする。

（ア）貨物の輸送を委託する者である荷主企業

(イ) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者

ウ 維持管理

導入した設備・機器は、補助事業者の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

エ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

④ 共同輸配送促進事業

ア 対象事業の要件

本事業は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者をいう。以下④において同じ。）、地方公共団体等物流に係る関係者が、共同輸配送の実現に必要な次のいずれかの設備を新たに導入する事業を対象とする。

(ア) 共同輸配送のための集約センター等

(イ) 共同輸配送のための車両・輸送機材・荷役機器等

(ウ) 共同輸配送のための情報機器等

イ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とする。

(ア) 貨物の輸送を委託する者である荷主企業

(イ) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者、地方公共団体等物流に係る関係者

ウ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

エ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(3) エコレールラインプロジェクト事業

① 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とする。

ア 鉄・軌道関連施設低炭素化促進事業

鉄・軌道駅、トンネル、運転指令所等の鉄・軌道関連施設における再生可能エネルギー発電設備等の低炭素化に資する施設又は設備の導入等

イ 鉄・軌道車両低炭素化促進事業

鉄・軌道車両におけるVVVF制御装置や回生ブレーキ等の温室効果ガスの削減効果の高い設備の導入等

② 対象事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる法人格を有する事業者とする。

ア 鉄道事業法第3条に規定する事業者

イ 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する事業者

③ 維持管理

導入した施設又は設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

④ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

① 対象事業の要件

補助の対象となる事業は、次のすべての要件に適合したものとする。ただし、次の要件における「設備等」は、再生可能エネルギーによる発電等に係る設備等は除く。

- ア 港湾において使用する設備等の導入
- イ 低炭素化を推進する設備等の導入
- ウ 先進的技術を用いた設備等の導入

② 事業の実施主体

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる法人格を有する事業者とする。ただし、地方公共団体は除く。

- ア 港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者及び第22条の2第1項に規定する港湾運送関連事業者
- イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第1項に規定する港湾管理者等が管理する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾において、港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業と同様の事業を行う者及び同条第3項の規定する港湾運送関連事業と同様の事業を行う者
- ウ 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業を行う者
- エ 上記ア、イ又はウが行う事業に関連する補助対象設備等を所有しようとする者及び事業に関連する施設等に補助対象設備等を所有しようとする者

③ 維持管理

導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

④ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

2. 災害時等対応型ライフライン施設等整備に当たっての低炭素価値向上分野

(1) 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業

① 対象事業の要件

補助の対象となる事業は、次のすべての要件に適合したものとする。

ア 対象設備の燃料は次のものであること。

なお、天然ガス、石油ガスの炭素換算係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に定める値を用いることとする。

(ア) 都市ガスの場合

天然ガス、液化天然ガス又は天然ガス若しくは液化天然ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「天然ガス×1.10」未満のガスであること。

(イ) LPGの場合

石油ガス、液化石油ガス又は石油ガス若しくは液化石油ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「液化石油ガス×1.10」未満のガスであること。

イ 設備の発電出力は5kW以上の設備であること。

ウ 導入する設備は未使用品であること。

エ 対象設備には、燃料使用量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置又はこれと同等以上の精度で把握できる装置を取り付けること。

② 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人等法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣の承認を得て基金補助事業者が適当と認める者

③ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

④ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業

① 対象事業の要件

補助の対象となる事業は、次のすべての要件に適合したものとする。

- ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムを導入するものであること。
- イ 事業対象地域に係る地域防災計画等を踏まえ、関係の地方公共団体と連携して実施することで、災害時のエネルギー源確保など、地域の防災性向上を実現するものであること。
- ウ 事業対象地域において、産学官が連携し、先進的・特徴的な取組を採り入れつつ、中長期的なエネルギー起源二酸化炭素の大幅削減を目指すものであり、その削減目標・効果を定量的に提示できるものであること。
- エ 補助事業により導入した設備により供給されたエネルギーは、事業対象地域内でのエネルギー確保による防災性向上等を目的とする観点から、原則事業対象地域内で使用するものであること。

② 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣の承認を得て基金補助事業者が適当と認める者

③ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

なお、補助事業者が、導入した設備を最終所有者へ譲渡しようとする場合は、あらかじめ、協会に対して、協会が別に定める当該設備が補助金の交付を受けていること等を証明する手続を行うこと。

④ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

3. 次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上分野

(1) 省エネ型データセンター構築・活用促進事業

① 対象事業の要件

本事業は、既存のデータセンターの省エネ化や省エネ型データセンターの構築により、データセンターにおける消費電力量の削減、さらには温室効果ガスの削減を図るものであり、既存のデータセンターにおいて、空調等の設備の更新、サーバ等の ICT 機器・システムの更改を行う際に、省エネ型の設備・機器等を導入する事業又は新規のデータセンターを構築する際に、省エネ型の設備・機器等を導入する事業であって、以下のいずれかの要件に適合したものを対象とする。

ア ITU-T (国際電機通信連合 電気通信標準化部門) で承認された勧告のうち、「L. 1410 ICT 製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法」で定める評価手法に基づき、既存の設備・機器と新たに導入する設備・機器の環境影響を評価し、温室効果ガスの削減が見込まれるものであること。

イ ITU-T (国際電機通信連合 電気通信標準化部門) で承認された勧告のうち、「L. 1200 直流給電システムのインターフェース仕様」で定める仕様に該当する直流給電システムであること。

ウ 「ICT 分野におけるエコロジーガイドライン 第4版」で定める各対象装置のうち、スイッチ装置(「★」4つ以上)、サーバ装置(動作状態「★」3つ以上、アイドル状態「★」4つ以上)及びストレージ装置(「★」4つ以上)であること。

② 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、民間企業とする。

③ 基準額

本事業の基準額は、①のアに適合するもの場合は9千万円、イに適合するもの場合は6千万円、ウに適合するもの場合は3千万円とする。

④ 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

⑤ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握しこの規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) 先進的地中熱利用ヒートポンプシステム導入促進事業

① 対象事業の要件

補助の対象となる事業は、次のすべての要件に適合したものとする。

- ア モニタリング機器を備えた地中熱利用ヒートポンプシステムを新規に導入し、又は地中熱利用ヒートポンプシステムを導入済みの設備にモニタリング機器を導入すること。
- イ モニタリング機器には、以下に示す項目を測定する機器が含まれること。
 - (ア) 1次側熱媒出入口温度
 - (イ) 1次側熱媒流量
 - (ウ) 1次側循環ポンプ消費電力
 - (エ) ヒートポンプ消費電力
 - (オ) 地中温度（5点以上）
 - (カ) データロガー（1分間隔記録）
- ウ 地中部の熱応答試験を実施すること。

② 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ 個人
- キ その他環境大臣の承認を得て基金補助事業者が適当と認める者

③ 基準額

本事業の基準額は、300万円とする。

④ 維持管理

導入した設備及びモニタリングデータは、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

⑤ モニタリングデータの提供

補助事業者は、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るモニタリングデータを提供すること。

(3) 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業

① 対象事業の要件

本事業は、水道事業者が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業であって、補助対象事業体の二酸化炭素排出抑制を行うと共に、先行事例（先進的・模範的）を示すことで、近隣事業者への二酸化炭素排出抑制対策の効果的な波及を促進することを目的とし、整備する施設・設備は次のいずれかの要件に適合したものを対象とする。

ア 再生可能エネルギーに係る施設・設備

(ア) 上水道の取水、導水、送水、配水および排水施設に設置される定格出力 1,000kW 以下の小水力発電に関わる施設

(イ) その他の再生可能エネルギーに関わる施設・設備で、水道施設と密接な関係にあると認められ、かつ、補助金 1 万円あたりの二酸化炭素削減量が 1 トン以上のもの

イ 省エネルギーに係る施設・設備

(ア) 水道施設のポンプ又はブロアに用いられるインバータ設備

(イ) JIS C4212 に規定される効率と同等以上、又は回転子に永久磁石を用いる高効率モータ

(ウ) 個々の使用状況に応じた揚程・流量に基づき羽根形状等の設計を行い製作する高効率ポンプ

(エ) 配管網の末端圧力を計測又は予測し、ポンプ吐出圧の制御を行うための水運用システム

(オ) 水槽等で開放される圧力を配管より直接引き込むことで有効に活用できる構造のインライン浄水処理施設

(カ) 水槽等で開放される圧力を配管より直接引き込むことで有効に活用できる構造のインラインポンプで水道事業者が所有するもの

(キ) サイフォン式又は自然圧によるろ過方式の濃縮装置、又は従来型より二酸化炭素削減率が 10%以上の省エネルギー型排水処理装置

(ク) 水道事業等会計で電力費を負担するその他の設備で、申請設備全体での二酸化炭素削減率が 10%以上、かつ、補助金 1 万円あたりの二酸化炭素削減量が 1 トン以上のもの

② 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、水道事業（上水道、簡易水道）又は水道用水供給事業を行う公共事業者及び当該公共事業者の所有となる設備の提供契約（PFI、ファイナンスリース等）を行う民間事業者とする。

③ 補助額の上限

①の施設・設備の補助額の上限は、次のとおりとする。

ア ①のイの（イ）の施設・設備

モータ本体価格の 30%

イ ①のイの（ウ）の施設・設備

ポンプ本体価格の 20%

ウ ①のイの（オ）の施設・設備

年間水量×有効活用圧力×0.04 円×施設耐用年数

エ ①のイの(カ)の施設・

年間水量×有効活用圧力×0.04円×設備耐用年数

オ アからエまでを除く施設・設備

上限なし

④ 補助額の下限

補助金の額を算出した結果、交付額が100万円に満たない場合は、交付決定を行わないものとする。

⑤ 維持管理

導入した施設・設備は、補助事業者の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

⑥ 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。